

【論文】

政争そしてスキャンダルとしての ベビー P 虐待死亡事件¹⁾

——スケープゴートされたソーシャルワーカー——

田 邊 泰 美

【1】 もう一つのベビー P 虐待死亡事件：「政争そしてスキャンダル」の意味

「スケープゴートされたソーシャルワーカー」・・・何とも陰鬱な気分襲われる副題である。ビクトリア・クリンビエ虐待死亡事件が、労働党による児童社会サービス改革の契機になったとすれば、ベビー P 虐待死亡事件はその終焉を象徴するかのような事件であった。ベビー P 虐待死亡事件は政治的に利用されスキャンダルに発展していくなかで、メディアと市民社会は執拗にソーシャルワーカーを責任追及していく。2008年11月11日、ベビー P 虐待死亡事件（2007年8月3日）の加害者である2人の男性と母親に有罪の審判が下された。メディア報道に扇動された市民は、ハーリングイ特別区（以下ハーリングイと略す）の児童サービス部長とソーシャルワーカーを徹底的に糾弾した。そのインパクトはマリア・コルウエル事件やビクトリア・クリンビエ事件よりもはるかに強く、2010年5月の総選挙まで続いた。このような一連の騒動で主要な役割を果たしたのがサン紙（大衆紙）であることは間違いない。

2008年12月1日、児童学校家族大臣のボールズ（Ed Balls, the secretary of state for children, schools and families）は児童サービス部長シュースマス（Sharon Shoesmith）の解雇を記者会見で発表する。虐待死亡事件で最高責任者の解雇が大臣より一方的に通告されたのは初めてである。シュースマスは解雇を不服とし控訴する。そして2011年5月27日、控訴院（High Court's Court of Appeal）はシュースマスの控訴を認め「彼女はスケープゴートされた。不正な手続による誤った解雇である」と審判を下した²⁾。控訴審理の中で、彼女が解雇される根拠となった「地区合同見直し調査報告書」（Joint Area Review：以下JARと略す）、その結論を追認した2度目（やり直し）の「深刻な虐待ケースの見直し調査報告書」（Serious Case Review：以下SCRと略す）のいずれもが、独立性が担保された公正な調査ではなく政治的介入の疑いがあったことが明らかにされた。さらにレベソン報告書（2012年11月末に公表）の調査過程で、その疑いがより強められた。ベビー P 虐待死亡事件は政治的に利用され最後はスキャンダルに発展していった。

拙者はベビー P 虐待死亡事件に関しては一度論じている（『園田学園女子大学論文集第45号2011年』）。その時は、前述した調査報告書を「独立性が担保された公正な調査」と判断し、政

府の対応すなわち関係者の責任所在の明確化と迅速な改革案の提示／実行を評価していた。本論は本事件の政府の対応を再検討し、ソーシャルワーク専門職の評価を見直すことを目的とする。

[2] ベビー P 虐待死亡事件をめぐるメディアと政治の対応

(1) 警察、CYPS、政府の対応

有罪の審判が下された 2008 年 11 月 11 日、ロンドン・イブニング・スタンダード紙は一面を大きく割り、過去の虐待死亡事件で何度も指摘された同じ問題の繰り返しであり、しかもハーリングイは以前にもビクトリア・クリンビエ虐待死亡事件の渦中にあったことを指摘した。さらに翌日のガーディアン紙では核心をつく記事が載せられた。ベビー P 虐待死亡事件はポスト・クリンビエ改革の成果を、例えば社会福祉部（児童サービス課）と教育部を統合させた児童サービス部の新設、ハイリスクの子どもを支援する協働体制としての児童トラストの構築などを、いま抜本的に問い直さなければならないと指摘し、労働党の取り組みに対して厳しい評価を下した³⁾。

表 1 2008 年 11 月のベビー P 虐待死亡事件に関する政府とメディアの対応

11 月 11 日： ・ スティーヴン・ベイカー、ジェイソン・オウイン、トレイシー・コネリーの有罪が確定 ・ ロンドン警視庁が本件に関する声明を発表 ・ 初版 SCR の要約の開示を記者会見で発表 ・ ボールズはラミング卿を任命し、児童虐待防止制度改革の進捗状況に関する全国調査の実施を発表
11 月 12 日： ・ ピーターの血で染まったシャツの写真と傷害に関する身体検査図が紙面に掲載 ・ サン紙は当事件の責任者を追及する姿勢を明確にする。マリア・ワード（ソーシャルワーカー）、ギル・クリストウ（チームリーダー）、シャロン・シュースミス（児童サービス部長）の写真が掲載される ・ ブラウン首相とキャメロン（保守党）が党首討論で衝突 ・ ボールズがハーリングイの児童虐待防止システムに関する緊急の JAR（教育／福祉、保健医療、警察の査察委員会による合同調査：Ofsted, theHealth Commission, HerMajesty's Inspectorate Constabulary）を発表 ・ ボールズが SRC のやり直しを発表
11 月 13 日： ・ ベビー P の対応に責任を有する専門職の解雇を要求したキャメロンのコラムがサン紙（大衆紙）に掲載
11 月 15 日： ・ サン紙はベビー P の写真を掲載。そしてベビー P の対応に責任を有する 6 人の専門職の解雇を要求
11 月 26 日： ・ サン紙は首相官邸に 150 万人の署名による「解雇の請願書」を提出。
12 月 1 日： ・ ボールズは 18 日前に発表した JAR を受け取る。記者会見でシュースミスの児童サービス部長職の更迭を発表（12 月 8 日に解雇）。

出所：Jones, R. (2014) *The story of BabyP* ベビー P: *setting the record straight*, Policy Press, p.102, p.151.

ベイカー、オウイン、コネリーの有罪判決がでた直後、SCR の公表に先駆けてロンドン警視庁

はベビー P 虐待死亡事件に関する声明を発表した。その内容はこうである。「警察は虐待調査の取り組みが不十分であったが、それは結果にさほど大きな影響を与えるものではない。母親は虐待を隠すために巧みに嘘をつき専門家のアセスメントを惑わせ、警察の調査を妨害した。それでも警察は児童若者サービス部 (Child and Young People's Service: CYPS) にケア手続の開始 (親子分離を求めたケア命令の申請手続き) を強く求めが、何らアクションは起こされなかった」と。こうして警察は自らの不手際に対する批判の矛先をかわし、アクションを起こさなかった CYPS と嘘をつき調査を妨害した母親にすべての責任を押し付けた⁴⁾。

児童サービス部長 (LSCB 委員長も兼務) のシュースマスも声明を発表した。その内容はこうである。彼女は本件に関するハーリングイ (CYPS) の責任を認めつつも、「ベビー P に関与した 2 人のソーシャルワーカーと司法関係者には書面による警告を与えたが、解雇や辞職に該当するものはない。近年 Ofsted (Office for Standard in Education) の査察では児童サービス部は良い評価を与えられた」と。しかしメディアも世論も、ロンドン警視庁の声明に沿って構築されたベビー P 虐待死亡事件の物語を受け入れていた。事態の鎮静化を図ろうとしたこの声明は、責任逃れとも受け止められ、メディアからの批判を煽ることになった。政府 (Department for Children, Schools and Families: DCSF) も事態の鎮静化に乗り出した。ボールドがラミング卿を委員長とする (児童虐待防止制度改革の進捗状況関する) 全国調査の実施を発表した。この調査はマリア・コルウエル事件やビクトリア・クリンビエ事件のように、ベビー P 虐待死亡事件に関して政府が実施する公式調査ではない。労働党の児童虐待防止制度改革に対する抜本的な見直しや批判が高まっている中で、全国的な改革の進捗状況とその成果を検証し、ベビー P 虐待死亡事件は稀なケースであることを明らかにすれば、批判的な世論やメディアからの攻撃を抑えられるという目論見があった⁵⁾。

(2) ブラウンとキャメロンとの衝突

こうして政府もハーリングイもベビー P 虐待死亡事件に対する厳しい世論やメディアからの批判を鎮静化できると考えていた。しかし翌日 (11 月 12 日)、ベビー P の対応に責任を有する専門職の正式な謝罪が得られていない (とくに児童サービス部長シュースマス) ことに立腹したキャメロン保守党党首は、関係者らの解雇を要請した記事をロンドン・イブニング・スタンダード紙に投稿し掲載される⁶⁾。サン紙はベビー P の特集を組み、紙面である約束を宣言する。「サン紙はベビー P の一件を決して忘れないだろう。この小さな子どもの生涯に対する代償は支払われなければならない。その代償が責任者によって支払われるまで我々は諦めない⁷⁾」と。当事件の責任者を追及する姿勢を明確にし、マリア・ワード (ソーシャルワーカー)、ギル・クリストウ (チームリーダー)、シャロン・シュースマス (児童サービス部長) の写真を掲載した。

そして同日の党首討論でブラウンとキャメロンが衝突し下院は大混乱になった。ブラウンは得意の経済分野で論争し点数を稼ごうとしていたが、キャメロンは突如ベビー P に関する質問をブラウンに突き付けた。ブラウンはその質問には準備をしておらず、キャメロンのやり方は選挙

目当て (party politics) であると批判した。それに対してキャメロンがやり返すといった感情的や討論が続いた。それは未曾有の金融・経済危機を前にして有効な打開策を講じることができない苛立ちが、ベビー P に憑依したかのようであった⁸⁾。その夜、ボールズは緊急に次の取り組みを発表した。①ハーリングエイの児童虐待防止システムに関する緊急の JAR (教育／福祉、保健医療、警察の査察委員会による合同調査：Ofsted, the Health Commission, Her Majesty's Inspectorate Constabulary) の実施。実質的なハーリングエイにおけるベビー P 虐待死亡事件調査報告書に該当する。②SCR のやり直し。初版 SCR は LSCB の監視の下で作成された。しかし LSCB 委員長はシュースマス (児童サービス部長兼務) であるため、公正な調査及び評価が担保されていないと判断された。③ソーシャルワーク実務検討委員会 (Social Work Task Force) の設置。ソーシャルワーカーが効果的に職務を遂行できない理由を検証し 2009 年末までに改善案をまとめる⁹⁾。

(3) サン紙のキャンペーンと政府の対応

11 月 13 日、ベビー P の対応に責任を有する専門職の解雇を要求したキャメロンのコラムが、今度はサン紙に掲載される。ベビー P 虐待死亡事件への関心は、2008 年末から 2009 年にかけてメディアと政治を支配した。経済が戦後最も急速に衰退し、秋には金融不安や信用不安に直面していたにもかかわらずである¹⁰⁾。11 月 15 日、サン紙はベビー P の対応に責任を有する管理職及び専門職の解雇と加害者の終身刑を要求した署名嘆願書を首相官邸に提出する。このキャンペーンは開始 2 週間で 150 万人の署名を集めており、今までで最も成功を収めた大規模なキャンペーンであると言われている。キャメロンとサン紙、それぞれの思惑は違っていたかもしれないが、ハーリングエイのソーシャルワーク専門職の解雇を要求し、政府を追い詰める点では一致していた。もっともキャメロンとサン紙が解雇を裏付ける証拠をもっていたのかどうかは定かでない。ここでは手続きの正当性への配慮は微塵もみられない¹¹⁾。

政府は明らかに守勢に追い込まれた。選挙調査では保守党に後れをとり経済状況も回復の出口が見えてこない。1992 年の総選挙以来、政党にとってサン紙の支持を取り付けることは重要である。サン紙が支持した政党はどちらであろうと 1992 年以来総選挙で負けていない。メディアを敵に回すことを恐れた政府は何らかのアクションを起こす必要がでてきた。12 月 1 日、JAR を受理し内容を精査したボールズは、1996 年教育法における権限を行使し、児童サービス部長シュースマスの更迭を発表、8 日に解雇される。同日、上級管理職の 2 人が辞任に追い込まれ、のちに (2009 年 4 月) 4 人の専門職も解雇された。とりわけシュースマスの解雇は関係者に衝撃を与え動揺を広げた。児童虐待死亡事件で専門職が解雇されることは今までなかった¹²⁾。政府は、ECM 改革の実施で再びクリンピエ事件のようなことは起こらないはずであり、メディアや世論をコントロールしてきた公式調査はもう必要ないと考えていた。公式調査の役割は自治体が発行する SCR に委ねられた。しかし SCR と政府はメディアや世論をコントロールできなかった。政府の公式調査に代わって世論を誘導したのがサン紙である。ベビー P 虐待死亡事件はサン紙の描くアングルに沿って展開されていった¹³⁾。そしてシュースマスが解雇を不当として闘う

姿勢を示した時、メディアや市民の関心はさらに高まり、ベビー P 虐待死亡事件の余韻は 2010 年総選挙まで続いた。

[3] JAR に対する政治的介入

(1) 政治的介入の疑惑：JAR の書き直し

Ofsted¹⁴⁾の主導で作成された JAR¹⁵⁾は実質的なハーリングエイにおけるベビー P 虐待死亡事件報告書であり、ボールズが取るべきアクションの根拠を明確にしたという意味で重要である。しかし結論や勧告に至るまでのプロセスには「不正な政治的介入」があったのではないかという疑惑がもたれ、のちにシュースミスの解雇に関する司法審査 (judicial review) の中で明らかにされてゆくことになる。

その疑惑とはこうである。JAR の原案は短期間ではあるが実際にハーリングエイの児童虐待防止システムを査察した査察チームによって準備された。しかしその原案は DCSF 上級官僚と Ofsted 上級職員の間で何回も協議され 17 回書き直された。その書き直しは Ofsted 上級職員の手によるもので、彼らは児童社会サービスの専門職経験もなければハーリングエイの児童虐待防止システムに関する知識も全くない。書き直されるにつれて、児童虐待防止システムの積極的な評価は削除され否定的な評価が追加されてゆく¹⁶⁾。査察の最中である 11 月 20 日、原案の協議の際に Ofsted 上級職員はボールズ側近の DCSF 官僚より「ボールズはアクションを起こせる明確な根拠を求めている・・・JAR ではベビー P に関与した機関の責任とその評価が明確にされる必要がある¹⁷⁾」という趣旨の注文を受けている。ボールズは関係者の責任を明確にして処分を科すことで、ベビー P 虐待死亡事件に関してはこれで終息させたいという強い思いがあったのだろう。しかし「機関の責任とその評価」という漠然とした根拠では児童サービス部長シュースミスの解雇には至らない。そこで査察チームの原案にはなかった「リーダーシップとマネジメントの問題」が付け加えられる。すなわち児童虐待防止システムの運営管理における重大な問題は、最高責任者であるシュースミスの「リーダーシップとマネジメント能力の欠如」にあり、彼女の責任は免れないという厳しい評価を導くためのものである¹⁸⁾。このような厳しい評価はもっぱら CYPS とその責任者 (児童サービス部長) に向けられ、保健医療サービスやロンドン警視庁に対する評価や勧告は削除されていった¹⁹⁾。

(2) 政治的介入の疑惑：JAR の評価変更

では JAR の内容を検討してみよう。JAR の「結論」では、児童虐待防止システムの運営責任者からフィールドワーカーまでの問題点が指摘されたが、それは CYPS だけでなく保健医療サービスやロンドン警視庁にも及んでいる。ところが「勧告」では、14 の勧告すべてが児童サービスを対象としており、保健医療サービスやロンドン警視庁に関するものはない。これは 3 つの機関 (教育／福祉、保健医療、警察：Ofsted, the Health Commission, Her Majesty's Inspectorate Con-

stabulary) から選出された7人の査察官で構成された査察チームが作成した原案と大きく異なる。原案では「勧告」が33あり、12は機関協働の問題、11が保健医療サービス、8が児童若者サービス (CYPS)、3が警察になっており、CYPS の優れた実践もいくつか記録されている。Ofsted 上級職員の手で書き直された修正原案では、もっぱら CYPS に対する厳しい評価ばかりが目立つ。しかしその内容を裏付ける根拠を見出すことできないと査察チームは異議を申し立て、保健医療サービスとロンドン警視庁に対する特別な勧告を含めるよう要請したが、いずれも Ofsted 上級職員に拒否された²⁰⁾。

このように JAR は児童 (虐待防止) サービスに対して厳しい評価を下したが、それは「唐突な評価の変更」であった。というのは、CYPS に対する 2006 年 JAR の評価は good であり、積極的な改革により優れた成果を達成したとして児童サービス部長のリーダーシップを高く評価している。また 2007 年の Ofsted による CYPS 全体の評価は good でありサービスの運営管理も good であった²¹⁾。今回、Ofsted は CYPS の評価を劇的に変化させた。そして 12 月 1 日の記者会見でボールズは JAR に基づき CYPS を厳しく批判する。「もはや good の面影はない」と²²⁾。

(3) ボールズ (政府) の対応

ところで、JAR がボールズに提出された (12 月 1 日) その前夜、彼は Ofsted の手で何度も修正された最終原稿を受け取り、政府関係者、DCFS 官僚らと一晩中見直し検討している。独立性が担保されなくてはならない JAR の原案が、政治家や官僚の最終チェックを受けるということは、あってはならないはずである。本来なら最終チェックする立場にあるのは児童サービス部長シュースミスである。彼女は最終原稿に目を通し事実関係や内容そして結論に関して意見を述べたり訂正を求めたりすることができる。そのような機会は一切与えられなかった²³⁾。それどころか 1996 年改正教育法 497 A (4 B) 条項に基づき解雇される。この条項による児童サービス部長の解雇は稀なケースである。正当な雇用手続 (proper employment process) なく解雇されるため、このような決定に対して彼女が反論を述べる機会が保障されていない²⁴⁾。

このような事実関係をみると、JAR の目的は「シュースミスを児童サービス部長の役職から更迭し解雇することにあつた」と言っても過言ではないだろう。そしてボールズは児童サービスの専門職に対しても同様に厳しい態度で臨んだ。11 月 12 日、初版 SCR を受理したボールズはコグレン (Coughlan, J. ハンプシャー児童サービス部長) をハーリングイに配置転換し、児童虐待防止ソーシャルワークに関して政府指針に従った適正な手続/取り決めが設定され遵守されているかどうかを監視させた²⁵⁾。そして 12 月 1 日、シュースミスは児童サービス部長職を解任され新たにコグレンが任命される。そしてボールズは CYPS をターゲットにした調査や査察を矢継ぎ早に発表する。一つは新たに就任したコグレンに CYPS のスタッフの能力を検討し毎月報告書を提出することを要請した。さらに Ofsted に対して CYPS をアウトソーシングすべきかどうかを判断するための調査を実施しその結果を 6 月末に報告するよう要請した²⁶⁾。これらはスタッフに心的抑圧を与え組織の動揺をもたらすことになった。

[4] SCR のやり直し (改訂版 SCR)

(1) SCR とは : SCR のやり直し

SCR とは深刻な虐待や虐待死亡事件に関与した自治体 (区) が実施する虐待調査報告書であり、同時に内部評価報告書としての意味をもつ。虐待死が判明すると直ちに当児と関与した機関には、ケース記録やファイルが変更もしくは改ざんされないよう管理保管する責任が生じる。これらのケース記録やファイルに基づいて関与機関は当児への対応を見直し内部評価書を作成する。この内部評価書はベビー P (とその家族) の対応に関与していないマネージャーあるいは上級専門家によって準備される。そして各々の機関が用意した内部評価書を総合して、全体的な視点から SCR が作成される。SCR の主筆者はベビー P (とその家族) の対応には一切関わりのない独立した専門家が任命される。これらの SCR の作成過程は政府指針²⁷⁾に明記されており、LSCB の専門委員会が監督する。こうして作成された SCR は Ofsted より外部評価を受けることになる。2008 年 12 月、ベビー P 問題が騒々しい中、Ofsted は 50 の SCR の評価 (2007 年 4 月～2008 年 3 月) を公表した。そのうち、20 は inadequate、18 は adequate、12 は good、outstanding はなかった。inadequate の場合、一部見直し改訂するか全面的なやり直しとなる²⁸⁾。

ベビー P 虐待死亡事件に関してハーリンゲイが実施した SCR は、JAR の中で Ofsted より評価された。全体評価は inadequate、それぞれの専門機関に対して以下のような評価を下した (表 2)。

表 2 ハーリンゲイが実施した SCR に対する Ofsted の評価

Whittington Hospital NHS Trust	: good
Metropolitan Police	: good
Haringey Legal Service	: good
FWA	: adequate
Haringey children's social care service	: inadequate
Haringey schools	: inadequate
North Middlesex University Hospital/Great Ormond Street Hospital NHS Trust	: inadequate

出所 : Jone, *op. cit.*, p.119.

JAR が、SCR 全体と児童サービス (children's social care service) を inadequate と評価したことは、徹底された調査による究明がされていないと判断したことになる。それは SCR の進捗を監督する LSCB 委員長シュースミスが客観的かつ公正な調査報告書に取り組んでおらず、児童サービス部長としての責任を免れようとしている疑いをメディアや市民に抱かせることになる。ただちにボールズはやり直し (改訂版 SCR) を命じ、LSBC 委員長シュースミスは解任され新たにバッドマン (Badman, G. ケント児童サービス部長を最近退職、元学校長) が任命された。改訂 SCR は、クリスマスや新年休暇も含めてわずか 12 週間で作成し、2 月末に Ofsted へ提出することが要請された²⁹⁾。この改訂版 SCR はハーリンゲイが実施したベビー P 虐待死亡事件に

関する正式な調査報告書として政府より認可された。尚、初版 SCR、改訂版 SCR いずれも労働党政権では、個人情報や守秘義務に配慮して要約編纂されたものが公開されたが、保守党は SCR の完全公開を選挙公約にしておき、連立政権の 2010 年 10 月に完全公開された³⁰⁾。

ところで、ハーリングイがベビー P 死亡直後に実施した SCR (初版 SCR と略す) とやり直しを命じられた SCR (改訂版 SCR と略す) を比較すると、はたして初版 SCR に対する Ofsted の inadequate という評価は適正なのかどうか。初版 SCRこそ客観的かつ公正な調査報告書であり、むしろ good と評価された改訂版 SCR こそ問題があるのではないかという疑念すら生じてくる。

(2) 初版 SCR と改訂版 SCR の比較検討

(1) 初版 SCR³¹⁾

2007 年 8 月 6 日 (ベビー P 死後 3 日め)、LSCB は初版 SCR の実施を決定し Ofsted に伝えた。LSCB の SCR 専門委員会が 8 月 8 日に召集され、2007 年 9 月から 2008 年 7 月までに 7 回会合が開かれた。初版 SCR では、多くの専門家が相当な時間ベビー P と関わり様々なアセスメントを実施したが、①ベビー P の傷害と打撲傷の原因、②ベビー P の家族構成 (母親であるトレイシーと男友達のベイカーとの関係) について、最後まで明確な結論を出せなかったことが厳しく批判されている³²⁾。これらは虐待ソーシャルワークにおいて極めて基本的かつ最も重要な確認事項である。なぜそれができなかったのか。トレイシーは専門家の眼を欺き見せかけの信頼関係を構築することが巧みであった。もちろん専門家は彼女の子育てが未熟であることを承知していたが、支援に対して時としてみせる彼女の真面目な姿勢や積極的な取り組みを素朴かつ過大に

表 3 初版 SCR と改訂版 SCR の比較

SCR	初版 SCR :	改訂版 SCR
共通	独立した執筆者、LSCB 専門委員会がプロセスを監督	
所要時間	2007-08 年 : 完成まで 9 カ月 (実際は 14 カ月)	2008 年 12 月 ~ 2009 年 2 月 : 完成まで 11 週間 (クリスマス・新年休暇含む)
実施主体	2007 年 8 月、LSCB (Sharon シュースミス) の監督下で実施	2008 年 12 月、児童学校家族大臣が新たな LSCB 委員長を任命し LSCB にやり直しを命じる
実施時期	ベビー P 死後直ちに実施	ベビー P 死後 1 年 5 カ月経過して実施
内容	全体 129 頁、「結論・教訓」は 64 パラグラフ、「勧告」は 46 パラグラフ	全体 73 頁、「結論」8 はパラグラフ、「勧告」は 15 パラグラフ
公開	2008 年 11 月に編纂要約が出版	2009 年 5 月に編纂要約が出版
評価	Ofsted より inadequate	Ofsted より good
世論	ベビー P に対するメディアや市民の関心は薄い	ベビー P に対するメディアや市民の関心は強い
勧告対象	すべての機関に勧告 精査され包括的な説明、分析、勧告。	LSCB と児童サービスだけをターゲット ロンドン警視庁、NHS、司法サービスには勧告なし

出所 : Jones, *op. cit.*, p.210, p.213.

評価し彼女を信頼していたところがあった。それが家族構成を最後まで確認できなかったことにも繋がっている。いずれの専門家も、トレイシーと4人の子どもという家族構成は把握できていたし、バイカーは彼女の男友達の一人であることを知っていたが、バイカーあるいはオウインがベビー P 家に移り住んでいること（同居）は知らなかった。それは、2006年12月から2007年8月の間にトレイシーを2度逮捕し刑事調査を実施したロンドン警視庁でさえそうである。ベビー P 死後の警視庁調査によれば、2007年2月頃すなわち狭い住居から広々とした住居に転居した頃からバイカーとの同居が始まったようである。もしこのような事実が分かっておれば、ベビー P のリスクアセスメントも違ったはずである。すでに専門家がトレイシーを信頼し子育て支援へ焦点を移している段階で、リスクアセスメントの見直しを促すことができるのは、トレイシーとバイカーあるいはオウインとの関係（家族構成）だけである。このような理由で、2度の逮捕による刑事調査を実施しておきながら家族構成を明確にできなかったロンドン警視庁の責任も非常に大きいことが、初版 SCR では明確にされた³³⁾。初版 SCR では45の勧告がされが、その内訳は、5はLSCB、4は家族福祉支援サービス、9はグレート・オーモンド・ストリート病院、1は地方NHSサービス、1はNHS地域保健医療サービス、13はCYPS、7は司法サービス、2は学校、3はロンドン警視庁となっており、すべての機関に勧告が出された³⁴⁾。

(2)改訂版 SCR³⁵⁾

改訂版 SCR は2008年12月～2009年2月にかけて、新しく就任したLSCB委員長バッドマンの監視もとで慌ただしく実施された。その間 SCR 専門委員会の会合は7回開かれたが、クリスマスや年末年始の休暇を含めると、調査や報告書作成に要した時間は20～25日程度であった³⁶⁾。

なぜこんなに慌てたのだろうか。ボールズ（政府）がベビー P 問題に毅然とした態度をとり早期終息（市民やメディアによる批判の鎮静化）を図りたいという思いがあったからであろう。LSCB 委員長を解任し新たに就任した委員長の下で SCR をやり直す。初版 SCR に対する Ofsted の評価は inadequate であった。やり直しの SCR では Ofsted より adequate、できれば good の評価が得たい。そして責任者の出处進退を問う。市民やメディアに対する政府の毅然とした態度とはこのような内容である。それは JAR と同じくシュースミスと CYPS に狙いを定めたものである。すなわち、シュースミス解雇の正当性を担保しベビー P に関与したソーシャルワーカーの責任を問うものであった³⁷⁾。

実際に改訂版 SCR の内容をみると、初版 SCR とは異なり15の勧告すべてがLSCBとCPYSだけを対象にしている。母親を2度逮捕し2度の刑事調査を実施しながら家族構成すら確認できなかったロンドン警視庁、ケア命令の申請に関する専門的知識がないため適切な助言ができず親子分離ができなかった司法サービス、St Ann's Clinic での小児医療サービスの責任を負うグレート・オーモンド・ストリート病院については一切勧告されていない³⁸⁾。

批判の矛先はさらに児童サービスとソーシャルワーカーへ向けられてゆく。改訂版 SCR では、実務の検証に際して「・・・専門家の実践をよく理解し適正な判断をするには社会的、経済的、知識的脈絡を踏まえて検討する必要がある」³⁹⁾と きわめて的確かつ重要な指摘がされている。

すなわち、専門性（研修の質と量）、職務担当量、資源、組織、協働、政策、手続きなど専門的実践を支える脈絡をよく理解した上で個別対応を検討する必要がある、と⁴⁰⁾。これが改訂版 SCR の基本姿勢である。ところが結論の部分で財源と資源に言及されている箇所をみると、思わず眼を疑いたくなるような記述が飛び込んでくる。「2005 年以降の児童社会サービスの予算をみると全体的な資源の減少はみられない。さらなる積極的な資源投入があれば異なる結果をもたらしたかどうかを判断することは難しい。しかし、（フィールド）ソーシャルワーカーの職務担当量とその対応（専門性）を詳細に検討すれば、さらなる資源投入があったとしても結果に影響を与えたとは思われない⁴¹⁾と。換言すれば「財源も含め一定水準の物的資源は担保されている。問題は虐待防止システムの運営管理とソーシャルワークの専門性である」という判断であり、児童サービス最高責任者（部長）とベビー P に関与したソーシャルワーカーに対して厳しい評価を下した⁴²⁾。

(3) 2 つの SCR 共通の問題点：サイバート & ホウデイス報告書⁴³⁾

2 つの SCR に共通する問題点は St Ann's Clinic で提供された小児医療サービスに関して徹底した調査検証がされていないことである。すなわち、児童虐待防止プランで要請されたベビー P の小児科アセスメントは、4 ヶ月先に延ばされたばかりか（虐待死直前の 8 月の）受診の際にはアセスメントが実施されなかった理由の解明である。小児医療サービスは 2008 年 4 月から独立法人 NHS 地域保健医療サービス（Primary Care Trust）との委託契約によりグレート・オーモンド・ストリート病院（Great Ormond Street Hospital: GOSH と略す）が提供することになった。すなわち 2008 年 4 月から GOSH が St Ann's Clinic 運営の全責任を負うことになったが、それ以前も St Ann's Clinic の医師の派遣（雇用）に対する責任を負っている。したがって、2007 年夏、ベビー P が St Ann's Clinic で受診した際の医療行為については GOSH にも相当の責任があるはずである⁴⁴⁾。

この検証は卓越した 2 人の医師、サイバート教授（Sibert 教授：元カーディフ大学児童保健衛生学教授、顧問小児科医）とホウデイス医師（Hodes 医師：カムデン NHS 地域保健医療サービス顧問小児科医）によって実施された⁴⁵⁾。その検証報告がサイバート & ホウデイス報告書である。当初、GOSH の最高責任者コリンズ（Collins, J.: Chief Executive of GOSH）は、ベビー P の死の直前の 2007 年 8 月、St Ann's Clinic で診察した顧問小児科医アル・ザヤット（Dr AL-Zayyat）の医療行為を検証の対象として要請していた。しかし 2 人の医師は、アル・ザヤット顧問小児科医の医療行為はその脈絡を、すなわち St Ann's Clinic の職場環境や管理運営システムを踏まえて検証する必要があること⁴⁶⁾を理解し検証対象を拡げた。

検証の結果は次のとおりである。①アル・ザヤット顧問小児科医は児童虐待防止の実務経験はなく研修も受けておらず、顧問小児科医の役職に相応しい専門性を有していない。本来なら任命されるべきではなかった。彼女の専門は児童発達（child development）と重度の障害のある子どもである。②にもかかわらず児童虐待防止を専門とする国選指定医（named doctor）がおらず、彼女をスーパーヴァイズできるものがない。③本来 4 人の顧問小児科医が必要なところを 2 人

で対応しており、児童虐待防止ケースのほとんどは経験の少ない医師あるいは専門外の医師が対応している。④St Ann's Clinic では看護師を含めた病院スタッフが適切に配置されていないため、その業務は医師が代行しており医師の職務負担が非常に大きい。⑤北ミドルセックス病院と緊密な連携がとれていないため、St Ann's Clinic の医師が専門的な検査を必要と判断し依頼しても迅速に対応してもらうことが難しい。また北ミドルセックス病院で診察された内容が St Ann's Clinic の医師にも伝わっていない⁴⁷⁾。これらの理由から、ベビー P に対する彼女の医療行為について、その責任をすべて彼女に負わせることはできない。むしろそうならざるを得なかったと結論づけた。このように Ann's Clinic の小児医療サービスの責任を負う GOSH に対して深刻かつ重大な懸念を明らかにしたのである⁴⁸⁾。

ではサイバート&ハウディス報告書が JAR や SCR でどのように扱われたのか検討してみよう。

JAR ではサイバート&ハウディス報告書の完全版は受理されたが検討されなかった。査察官によれば「この報告書は、現在の子どもの安全保障 (safeguarding) に関わるシステムではなく、過去の特別な事件に関する一個人の医療行為を対象としたものである。したがって報告書の内容は JAR の検討対象にはならない」という。サイバート&ハウディス報告書では、St Ann's Clinic の職場環境や管理運営すなわち地域小児医療サービスという広範な脈絡まで検討されたことが十分に理解されていない⁴⁹⁾。

初版 SCR では GOSH に対して5つの特別な勧告がされている。しかしながら St Ann's Clinic の脈絡的な問題すなわち職場環境や管理運営システムといった最も重要な問題は明らかにされていない。というのは初版 SCR で利用できたのはサイバート&ハウディス報告書の要約編纂版であり、これらの脈絡的な問題は削除されていたからである。サイバート&ハウディス報告書の完全版は GOSH より LSCB へ送付されなかった。GOSH によれば「現在進行中の刑事訴追 (の審理) に影響を与えないよう報告書の完全公開は差し控えるべきである」とロンドン警視庁から助言された (そのように理解した) からであるという。もっともロンドン警視庁はこのような事実を否定しているのだが⁵⁰⁾。

改訂版 SCR では、GOSH はサイバート&ハウディス報告書 (完全版) を LSCB 委員長バッドマンに送付したと言うが、バッドマンは受理していないと述べ、双方の見解が異なる。真相は定かではないが、確かなことは改訂版 SCR ではサイバート&ハウディス報告書の完全版どころか要約編纂版すら手元になかったことである。GOSH への勧告がなかったのはこのような理由からである。2人の顧問小児科医が St Ann's Clinic で提供される小児医療サービスの深刻かつ重大な懸念を明らかにし GOSH の責任を問うた報告書は、いずれの検証報告書でも取り上げられなかった⁵¹⁾。世界最高峰の小児病院と称される GOSH の責任は追及されることはなかった。

[5] ベビー P 虐待死亡事件の責任問題

(1) 責任追及されたソーシャルワーク

(1) ソーシャルワーク責任者の解雇

2008年12月1日、ボールズの記者会見の前に事態は慌ただしく動いた。議会の首長メーハン (Leader of the Council: Mehan, G.) と主任児童サービス議員サントリー (Lead Councillor for Children's Services: Santry, L.) が辞職追い込まれた⁵²⁾。そしてシュースミスは直ちに職務停止が告げられ、8日の懲戒審査に出席するよう指示される。そこで解雇が通告された。解雇の根拠は Ofsted の主導で実施された JAR の結果によるもので、ハーリングイが独自に調査した情報に基づいて審査された結果ではない。彼女は不服申し立てを行ったが解雇は覆らなかった⁵³⁾。

表 4 辞職・解雇に追い込まれた管理職、議員、専門職

辞職	メーハン議会首長 (Mehan, G.: Leader of the Council) サントリー主任児童サービス議員 (Santry, L.: Lead Councillor for Children's Services)
解雇	シュースミス児童サービス部長 (シュースミス, S.: Director of Children Services) ハイシェン児童家族サービス副部長 (Hitchen, C.: Deputy Director, Children and Families) プリース児童安全保障委員会委員長 (Preece, C.: Head of Safeguarding) クリストゥ・チームマネジャー (Chistou, G.: Team manager) ワード・ソーシャルワーカー (Ward, M.: Social worker)。

出所: Jone, *op. cit.*, p.155.

解雇されたシュースミスだけではなく。クリストゥ (Christo, G.: チームマネジャー) とワード (Ward, M.: ソーシャルワーカー) は 2008 年 4 月と 5 月に懲戒審査を受けた。ソーシャルワークにおけるいくつかの問題が明らかになり文書による警告は与えられたが、懲戒解雇に相当する重大な過失は認められなかった。これは懲戒審査の結論であり首長 (Council's Leader)、事務総長 (Chief Executive)、司法サービス局長 (Head Legal Services)、人権保護局長 (Head of Human Relations) も同意した⁵⁴⁾。2人の雇用は保証され職務を継続した。ところがサン紙を始めとするメディアの解雇要求が日々に高まり世論もそれに同調してゆく。事務総長は懲戒審査のやり直しを宣言する。2人は再度懲戒審査を受け解雇される。同時にハイシェン児童家族サービス副部長 (Hitchen, C.: Council's Deputy Director for Children and Families)、プリース児童安全保障委員会委員長 (Preece, C.: Head for Children's Safeguarding) も解雇された。ベビー P に関与したソーシャルワーク専門職及び上級責任者はすべて解雇されたことになる⁵⁵⁾。

(2) ソーシャルワーク責任者による控訴

一方、シュースミスは解雇にあたって公正な手続きが踏まれていないとして、高等法院司法審査 (High Court judicial review) に、ハーリングイ、Ofsted、ボールズ (児童学校家族大臣) を訴えた。司法審査に際してシュースミスは Ofsted にレポートの提出を要求する。Ofsted 主導で実施された JAR では、CYPS (とりわけ虐待防止ソーシャルワーク) の評価に関して政治的な介入

があり不当な評価がされたこと、すなわち JAR では、当初 7 人の査察官による査察では good と評価されたにもかかわらず、政治的な介入により inadequate へ評価を変更された疑いがあり、司法の場でそれを明らかにしようとした。司法審査は 2009 年 10 月に行われた。Ofsted は関係資料の提出を求められるが、証拠隠滅を思わせるような行動があり対応の不手際が際立った⁵⁶⁾。

Ofsted より提出された資料によれば、実際に査察した査察官による最初の評価と 17 回書き直された最後の評価を比較すると大きく異なる。書き直しが重ねられるにつれて、批判の対象は児童サービスに集中していく。それと並行してサービスの運営管理責任者（シュースマス）に対する厳しい評価が付け加えられ、NHS や警視庁に対する批判的な評価は削除されていく⁵⁷⁾。このような不可解な評価の変更は、ボールズ側近上級官僚と Ofsted 上級マネジャーの政治的な介入によるものではないかという疑いを強め、Ofsted と政府は窮地に追い込まれたかにみえた。

しかし 2010 年 4 月、司法審査の結果、シュースマスの訴えは退けられ「不当解雇ではない」と判断された。もっともボールズや Ofsted の主張がすべて受け入れたわけではない。またハーリングイの解雇手続きも公正なものであるとは思えないと指摘もされている。しかし児童サービスの評価に関して、不正な政治的介入（評価の変更）があったことを示す具体的な根拠はなかったと判断された⁵⁸⁾。シュースマスは直ちに控訴した。2011 年 5 月、控訴院（Court of Appeal）は、シュースマスの解雇にあたって公正な手続きが踏まれていないことを確認し、ボールズとハーリングイの不正を認めた。控訴院判事はシュースマスに関して「彼女には（彼女自身に）いかなる問題があったとしても法手続きに従って公正に対応される資格があるはずでありスケープゴートされてはならない」というコメントを特別に出した。「シュースマスはスケープゴートされた」。控訴院の公式見解である。但し、Ofsted に関しては「公正な義務を遂行した」とする司法審査が再認された⁵⁹⁾。

ワード、クリストゥ、ハイシェンは「不当な解雇」として雇用審判所に訴えた。訴えは認められず（2010 年 10 月）、ワードとクリストゥは直ちに不服申し立てをする。しかし「不当解雇ではない」（2012 年 5 月）との審判が下され控訴院に控訴したが却下された。ハーリングイの懲戒審査は公正さを欠くところがあったかもしれないが、未熟な専門職判断に対して 2 人は責任を負うべきであり解雇は妥当であるという判断である⁶⁰⁾。総合ソーシャルケア協議会（General Social Care Council: GSCC と略す）は 2 人のソーシャルワーカーとしての登録を検討した。GSCC に登録されないと再びソーシャルワーカーとして現場復帰できない。2010 年 5 月、GSCC 倫理委員会審査（Conduct Committee hearing）の結果、登録抹消に該当するほどの重大な過失があったとは思われないとの判断から、ソーシャルワーク専門職としての資格は担保された⁶¹⁾。但し、2 人は解雇に続き 16 カ月の職務停止を受けていたが、ワードはさらに 2 ケ月、クリストゥはさらに 4 ケ月の延長が言い渡された⁶²⁾。

(2) 責任追及された小児医療サービス

2008 年 11 月に始まったサン紙の解雇要求キャンペーン。まさしくこの時期にソーシャルワー

ク上級責任者は解雇された。クリストゥとワードに関しては、最初の懲戒審査では文書による警告は受けたが、懲戒解雇に相当する重大な過失は認められないという結論であった。ところが懲戒審査のやり直しが決定し解雇される。同様のことが小児医療サービス上級責任者に対しても起こった。サン紙の解雇要求キャンペーンの真只中、医療監察委員会（General Medical Council: GNC と略す）により 2 人の医師登録が停止された。

ベビー P の死亡直前に診察したアル・ザヤット顧問小児科医と一般家庭医は GNC の倫理審査を受けた。アル・ザヤットの倫理審査はベビー P の死後 1 年たった 2008 年 8 月 11 日に実施された。GCM は、彼女の医療行為に関する最終的な判断ができるまで、「スーパーヴィジョンのもとで」という条件で彼女の勤務を認めた。9 月、虐待死亡事件関係者の裁判が始まったとき、彼女は条件の見直しのため再度倫理審査を受けることになったが変更はなかった。2008 年 11 月 21 日、三度目の倫理審査が実施された。彼女の医療行為に関する最終的な判断ができるまで医師登録は停止される⁶³⁾ことになり、職務の継続は不可能になった。彼女は健康状態がすぐれず倫理審査を受けられる状態ではなかった。彼女は 2010 年にイギリスを去りサウジアラビアに戻った。そして GMC 登録からの抹消を自ら申し出て 2011 年に認められた。彼女の医療行為に関する判断は下されなかったが、イギリスでの医師登録は認められていない。一般家庭医に関しては、2009 年 2 月、GMC は 18 ヶ月間の医師登録を停止した。2011 年 7 月に職場復帰している⁶⁴⁾。

(3) 責任追及を逃れたロンドン警視庁と司法サービス

ロンドン警視庁は、2 度母親を逮捕しその都度刑事調査を実施したが、最初の刑事調査を実施してからベビー P が死亡するまでの 8 ヶ月間、訴追するための根拠（虐待の有無）どころか家族構成すら確認できず、結論を先送りしたままの状態が（調査中）続いた⁶⁵⁾。このようなロンドン警視庁の失態は、2009 年 4 月、スクープされる。BBC ロンドンの政治担当編集長ドノファン（Donovan, T.）が初版 SCR（完全版）のコピーを入手し、ロンドン警視庁の失態を明らかにした。その内容はこうである。①ベビー P の傷害に関する写真撮影に一週間かかった。室内（虐待現場）写真が撮られていない。②ソーシャルワーカーと同伴して家庭訪問していない。母親との会話の詳細な記録がない。③検察サービス局がロンドン警視庁にベビー P の傷害に関する独立した医学的所見を求め、専門医によって実施されることが確認された。しかし担当の警視がロンドン警視庁の他部署に異動し実施されなかった。異動に際して引継ぎがされていない。④2 か月間もケース担当官が不在でベビー P に関する継続的な関与がされていない。⑤2007 年 6 月、ベビー P が入院した際、母親は逮捕されたが傷害の写真撮影に一週間もかかっている。またベビー P の（年上）のきょうだいと面接をしていない。⑥誰と同居しているのか、家族構成を明らかにできていない（母親に質問していない）。もし積極的に調査しておれば男友達の存在（同居）が明らかにされたはずである⁶⁶⁾。

とりわけ検察サービス局が要請した医学的所見が得られなかったことは、訴追するための根拠を失い虐待の有無を曖昧にさせてしまう。このようにドノファンはロンドン警視庁の失態を明ら

かにして責任を追及した。もっともこれらの問題は2008年11月(12月にボールズが記者会見をする前)の時点で政府関係者は知っていたはずである。にもかかわらず、キャメロンやボールズは責任を追及しないし、警視庁を管轄する内務省は沈黙のままである。何よりもサン紙は警視庁関係者の解雇を要請しない。JARやSCRでも触れられていない⁶⁷⁾。責任追及がない以上、ロンドン警視庁内で懲戒審査や倫理審査が行われるわけがない。

事務弁護士は文書による警告を受けたが職務は継続している。ベビーPの傷害の件で2度、CYPSはケア命令(裁判所命令による親子分離)の申請が可能かどうかについて助言を求めている。2007年夏、事務弁護士(司法サービス)の判断は、ケア命令に相当する重大な虐待(の司法根拠)は確認されないというものであった。しかしそれは専門的な司法判断であったのかどうか検討の余地がある。ハーリングイでは、ケア命令の申請に精通する児童虐待専門の事務弁護士が不足しており、ベビーPのケースでも、最近補填された契約事務弁護士が対応している。専門的な知識や経験が少ないにもかかわらず、上級職員からのスーパーヴィズや外部の司法事務所から専門的な助言を受けるシステムが確立していない。初版SCRでは司法サービスに関して、ケア手続きに精通した司法専門家の補填が勧告されている。改訂版SCRでも、司法サービスは全く効果的に機能しておらず専門性も担保されていないという厳しい指摘がされている⁶⁸⁾。

[6] スケープゴートされたソーシャルワーク

(1) レバソン委員会の設置：メディアの不正と政界との癒着⁶⁹⁾

それにしてもなぜメディアはCYPSの関係者だけをターゲットにして執拗に批判を繰り返すのか。またそれに政治家(労働党)や政府(児童家庭学校省)も追随してゆくのか。そして不徹底な刑事調査によりベビーPの家族構成を最後まで明確できなかったという失態を犯した警察はなぜ批判されなかったのか。その理由を追及するのが本項の目的である。そこにはメディア、政治家、警察との間に親しすぎる関係があった。それを明らかにしたのがレバソン報告書(とその調査過程)である。

2011年7月、キャメロン首相は、英国の新聞界の文化、慣習、倫理を検証(盗聴など報道関係者の不正行為の調査)するために、控訴院判事のレバソン氏をリーダーとする独立調査委員会を設置した。その調査報告書がレバソン報告書(2012年11月)であり、過去300年にわたって新聞界が享受してきた「報道の自由」(自主規制)に対して、「報道の倫理」を高めるために法律に基づく規制、監督機関の設置を勧告した。報道内容に外部規制が加えられることになり、新聞界にとって大きな脅威である。

レバソン委員会が設置されるきっかけになったのが、日曜大衆紙「ニーズ・オブ・ザ・ワールド」(News of the World: NoW と略す)の電話盗聴事件である。電話盗聴事件とはNOW記者と私立探偵が王室関係者の携帯電話の留守番メッセージを違法に聞いていたことが発覚し、2007年に実刑判決が下された事件のことである。このような盗聴は大規模かつ組織ぐるみでされてい

たのではないかという疑いがくすぶり続けた。ガーディアン紙（2009年7月）、米ニューヨーク・タイムズ紙（2010年9月）は、盗聴は大規模かつ組織ぐるみであったと報道した。しかし NoW のみならず英メディア委員会もそのような疑惑を否定した。警察も記者個人の犯罪事件として捜査を広げず、ガーディアン紙報道の際にも再捜査に応じなかった。

事態が急変したのは、2011年7月4日 ガーディアン紙が2002年少女誘拐殺人事件における NoW の盗聴疑惑を報道したことからである。ロンドン南部で失踪したミリー・ダウラーちゃん（当時14歳）の携帯電話に不正にアクセスし伝言メッセージを聞き出した。そして古い伝言メッセージが消去されていたため両親は娘がまだ生きていると思い、望みをつないでいた。しかし半年後、遺体で発見される。スクープのためなら犯罪被害者まで盗聴し、しかも両親に残酷な希望を抱かせた同紙の過剰取材に対する国民の怒りは凄まじかった。警察もようやく重い腰を上げることになった。

この盗聴事件で NoW の元編集長クールソン（Coulson, A.）ら10人が逮捕された。そして4000人に及ぶ盗聴を組織的に行っていた疑いがあることも判明した。この事態を受けて NOW の発行元ニュース・インターナショナル社は、イギリスで最多の発行部数を誇った日曜大衆紙 NoW の廃刊を決定した。7月10日、168年の歴史に幕を閉じることになった。

事件は政界に飛び火した。キャメロン首相は元 NOW の編集長だったクールソンを2011年1月まで官邸の首席報道官として雇用しており、任命責任が問われた。そして NOW および大衆

表5 NoW の電話盗聴疑惑：メディアと政府の癒着

2000年5月	ブルックス、NoW 編集長就任	
02年3月	少女誘拐殺人事件	
03年1月	クールソン、NoW 編集長に就任	ブルックス、サン紙編集長に就任
06年8月	盗聴容疑で記者ら2人が逮捕	
07年1月	逮捕された2人の記者に禁固刑が下る。クールソン、NoW 編集長を辞任	
5月	英メディア委員会が NoW の組織的な盗聴行為を疑惑を否定	
6月	キャメロン保守党党首がクールソンを広報責任者に任命	
09年	ブルックス、英ニュース・インターナショナル社の CEO に就任	
7月	ガーディアン紙が、NoW が組織的な盗聴を行っていたと報道。	
10年5月	キャメロン連立政権発足。キャメロン首相がクールソンを官邸報道局長に任命	
9月	米ニューヨーク・タイムズ紙が、クールソン氏が NoW 編集長として在職中に不正な盗聴行為に積極的に関与していたと報道	
11年7月4日	ガーディアン紙が、2002年少女誘拐殺人事件について NoW の盗聴疑惑を報道	
8日	クールソン逮捕	
10日	NoW 廃刊	
13日	ブルックス逮捕、警視総監辞任	
19日	マードック議会へ召喚	

出所：①吉田千賀子（2010）「再捜査の可能性と政界への影響 ニュース・オブ・ザ・ワールド盗聴事件」(<http://www.news-digest.co.uk/news/in-depth/6939-notw.html>,30/09/2010,Vol.1269), p.1 ②田中孝宣（2011）「盗聴取材でマードック帝国に激震－広がる波紋・メディア規制強化論も」メディアフォーカス、『放送研究と調査』(<https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/focus/421.html>). p.1より作成

紙サン（2紙は同じ発行会社）の元編集長で、発行元ニュース・インターナショナル社の CEO にまで昇進したブルックスとキャメロン首相は個人的な深い繋がりがあった。そのブルックスも逮捕されてしまう。さらに警察との親しすぎる関係も表面化した。情報入手のため警察関係者に違法な謝礼を払っていたとされるほか、盗聴事件に関与したと疑われる NoW の関係者が高額な給与をもらって警察の広報担当として雇われていたことが発覚した。盗聴事件に関する捜査が緩かったこと、とりわけ 2009 年にガーディアン紙が NoW の組織的な盗聴の疑いを報道した際に再捜査を簡単に却下したのには、このような警察と新聞界（マードック系列）の癒着があったのではないかと疑惑がもたれ、当時の警視総監と、2009 年の再捜査を却下した幹部が辞任に追い込まれた。窮地に追い込まれたのは首相も同じである。そこで首相が立ち上げたのがレベソン委員会であった。

(2) レベッカ・ブルックスとメディア報道：報道倫理の崩壊

これらの NoW 盗聴疑惑事件で明らかになったことは、新聞界（マードック系列）、警察、政治家との癒着であり、パワーエリートたちの公私とも親しすぎる関係である。ベビー P 虐待死亡事件報道の背景にはこのような関係があったことを心得ておく必要があるだろう。そして NoW 盗聴疑惑事件で逮捕されたレベッカ・ブルックス（Rebekah Brooks）こそが、ベビー P 虐待死亡事件報道のキーパーソンであった。彼女は NoW 編集長（2000～03）、サン紙編集長（2003～09）を務め、2009 年には米メディア王ルパート・マードック（Rupert Murdoch）が率いる米メディア・エンターテインメントの大手ニュース・コーポレーション（NewsCorp）の英子会社ニュース・インターナショナル（NewsInternational）の最高経営者（CEO）にまで昇りつめている⁷⁰。彼女自身がレベソン調査委員会で証言したようにキャメロン首相とは極めて親しい関係にあった。そして彼女がサン紙の編集長を務めていた 2008 年 11 月こそ、サン紙の描くアングルに沿ってベビー P 虐待死亡事件の物語が構築されたときであった。

2000 年、サン紙の副編集長から若くして NoW の編集長へ昇格したブルックスが最初に取り組んだのがサラ・ペイン誘拐殺害事件であり、犯罪犠牲者を支援するためのキャンペーンであった。2000 年 7 月 1 日、8 歳の少女サラ・ペインが誘拐され懸命の捜査もむなしく 17 日遺体で見られる。犯人は被害者の近隣に住む性犯罪の前科のある男性であり、以前からサラに対して性犯行を企んでいたことが逮捕後明らかになった。23 日、NoW はペドファイル（児童性愛者）問題を全面的に取り上げ、サラ法の制定を訴えた。サラ法とは、児童性愛者（有罪判決を受けたもの）が近隣に居住している場合、地元住民は警察よりその情報提供を可能とする法令であり、英国版ミーガン法と言える。それと並行してペドファイルに対する「名指しして辱めよ」（Name and Shame）キャンペーンを実施し、前科のあるペドファイル 49 人の顔写真、居住地、有罪判決や犯行を詳細に公表した。さらにコミュニティで生活している 10 万人のペドファイルの詳細も公表することを約束した。NoW の報道後、各地で児童性犯罪者追放のデモが起り、一部は自警団的暴力（Vigilantism）に発展した。情報が掲載された男性のみならず、児童性犯罪とは関係

のない無実の市民が誤って襲撃されたりする事件が相次いだため、報道への批判が高まり、NoW は同様の記事の連載を中止している⁷¹⁾。

犯罪犠牲者への強い思いに駆られた過剰な報道キャンペーン。ところが驚くべき事実が明らかにされる。サラ法制定のためのキャンペーンに参加していたサラ・ペイン（娘の名前もサラという）さんは活動のためにブルックスより携帯電話を与えられた。その通話が NoW に雇われていた私立探偵に盗聴されていたことが、NoW の電話盗聴事件を調査していたロンドン警視庁（2010 年）より明らかにされた⁷²⁾。また 2002 年、英南部ケンブリッジ州ソーハムで 10 歳の小学生女児 2 人が殺害されたソーハム事件⁷³⁾においても、犯罪被害者家族に対する電話盗聴が行われていた。スクープのためには不正手段も厭わない NoW（ブルックス）の姿勢が明らかにされたといえるであろう。

(3) スケープゴートされたソーシャルワーカー⁷⁴⁾

ところで、NoW の報道キャンペーンをサラ事件とベビー P 虐待死亡事件とで比較してみると、前者では加害者として児童性犯罪者をターゲットにしていたが、後者では加害者である家族同居人（トレイシーの男友達）よりもソーシャルワーカーが過剰にターゲットにされた。キャメロン保守党党首と共同戦線を張り、責任者（ソーシャルワーカー）の処分を巡って政府（労働党）を追及してゆく姿勢には、ブルックスの政治的判断が少なからず働いたように思われる。ここで留意しておかなくてはいけないのが英国新聞界と政治との関係である。

英国新聞界はその論調によって総選挙の結果を左右できると言われるほど政治に対して強い影響力をもつ。しかも英国で販売される新聞の 4 割はマードック系であり、1992 年以来、サン紙が支持した政党はどちらであろうと総選挙では負けていない。労働党政権にとってサン紙（2003～09 年ブルックス編集長）の支持を取り付けることは、次の総選挙を考えると最重要となる。このような理由からサン紙の要請を政府は丸呑みしシュースミスら関係者に対して厳しい処分を科した（科すようハーリングイに圧力をかけた）のであろう。一方、2 度の刑事調査を実施しておきながら家族構成を確認できないという失態を犯した警察は、メディアとの親密すぎる関係から批判のターゲットを免れてゆく。

旧労働党の「大きな政府」「官僚制」「非効率的」「税の浪費」といった負のイメージを象徴するソーシャルワーカーの存在は、保守党にとって労働党政権を攻撃する格好のターゲットであった。これらの負のイメージは市民の中にも燃っており、労働党政権は旧労働党と何ら変わらないことを訴えるのは、保守党が世論の支持を得るもっとも容易い方法である。一方、労働党政権はそうならないようソーシャルワーカーを切り捨て（解雇）早く決着をつけようとする。もちろん中央省庁における政治力も影響しているであろう。治安・安全保障（警察）や医療サービスと比較してソーシャルワークは遥かに弱い。ソーシャルワーカーはスケープゴートされた。そしてサン紙の要請を丸呑みした労働党政権。しかしブルックスは、サン紙は 2010 年の総選挙では労働党から保守党へ支持を変えることをマードックに説得する。NoW もサン紙も 2010 年総選挙前に

労働党支持を取り下げブラウン政権は下野することになった。

註

- 1) 筆者は、本章の論述に関連する様々な出来事に関して断片的に情報収集していたが、全体像を整理して把握するまでには至っていなかった。2014年に出版された Jone, R. (2014) *The story of BabyP: setting the record straight*, Policy Press は、拙者の要望に応じてくれた貴重な文献である。したがって、本章の論述に関しては Jone, R. *op. cit.*, に拠るところが大きいことをおことわりしておく。
- 2) ①Parton, N. (2014) *The politics of child protection: Contemporary developments and future directions*, Palgrave Macmillan. p.69 ②Jone, R. *op. cit.*, p.174, p.310. ③Court of Appeal (2011) Judgement approved by the Court, Neutral Citation Number: [2011] EWCA Civ 642, paras.134-135
- 3) Parton, *op. cit.*, p.70.
- 4) ①Metropolitan Police (2008) ‘Baby death: Man found guilty’, Press release, 11, November (http://content.met.police.uk/News/Baby-death-Man-found-guilty/1260267755_559/125). ②Siddique, H. & Jones, S. (2008) ‘Two men found guilty of causing BabyP’s death’, *The Guardian*, 11 November (www.guardian.co.uk/society/2008/nov/11/childprotection-ukcrime), ③Parton, *op. cit.*, pp.74-77.
- 5) Parton, *op. cit.*, p.71.
- 6) *Ibid*, p.72.
- 7) *Ibid*, pp.82-83.
- 8) ①Daily Star (2008) ‘Spat was shameful’, 13, November, p.9. ②Treneman, A, (2008) ‘shame, they cried, And they were right’, *The Times*, 13, November, p.10, ③Parton, *op. cit.*, p.71. ④Jone, R. *op. cit.*, pp.80-81.
- 9) Parton, *op. cit.*, p.72.
- 10) *Ibid*, p.72.
- 11) *Ibid*, pp.83-84.
- 12) *Ibid*, pp.73-74.
- 13) *Ibid*, p.79.
- 14) 社会ケア査察委員会 (CSCI: Commission for Social Care Inspection) は、児童／成人の社会ケアサービス (児童虐待防止サービスも含む) の査察に優れた専門性をもちサービスの改善に成果を収め関係者より高い評価を得ていた。しかし、2005年財務大臣ブラウンの声明に基づき、CSCIは2007年4月に解体され、児童社会ケアサービスの査察任は Ofsted へ、成人社会ケアサービスの査察は Healthcare Commission (今は Care Quality Commission: CQC) へ統合されることになった (Jone, R. *op. cit.*, p.131)。Ofsted の査察に関しては、教育サービスにおける査察手法がそのまま児童社会サービスに適合するののかという疑問が関係者の間で指摘されていた。2008年12月(8日)、アトキンソン児童サービス部長協議会会長 (Maggie Atkinson: the President of the Association of Director of Children’s Services) は「Ofsted の査察では余りにも法令／手続き遵守に焦点が置かれている。法令／手続き遵守、専門的判断の行使、結果の達成、これら3のバランスを配慮して査察を行うべきである」「査察の結果が実践の質の向上に繋がっているとは思えない」という趣旨の書簡を Ofsted の最高責任者を送っている (Jone, R. *op. cit.*, pp.132-133)。
- 15) Ofsted, Health Commission and Her Majesty’s Inspectorate of Constabulary (2008) *Joint Area Review: Haringey Children’s Services Authority Area*, London, Ofsted.
- 16) ①High Court (2010) rejoinder on behalf of the claimant to ofsted’s reply dated 26 February 2010 and the submissions of the Secretary of state and council dated 22 and 23 February 2010, *R (on the application of Sharon Shoemsmith) and (i) ofsted (ii) the Secretary of State for Children, Schools and Families (iii) Haringey Council*, co/2241/2009. ②The Sun (2010) ‘ofsted changed “BabyPreport”’, 1 April (www.thesun.co.uk/sol/homepage/news/291537/ofsted-changed-Baby-report) ③BBC News (2010) ‘ofsted changed Shoemsmith report’, 1 April (<http://news.bbc.co.uk/1/hi/education/8599616.stm>) ④Jone, R. *op. cit.*, p.103,

- p.114.
- 17) *R (on the application of Sharon Shoemith) and (i) ofsted (ii) the Secretary of State for Children, Schools and Families (iii) Haringy Council, co/2241/2009.* p.14.
 - 18) Jone, R. *op. cit.*, pp.117-118.
 - 19) *Ibid*, p.103, p.114.
 - 20) *Ibid*, pp.116-117.
 - 21) ①Ofsted (2006) London Borough of Haringey children's services Services Authority Area, *Joint Area Review*, p.4. ②Ofsted (2006), *op. cit.*, p.27. ③Ofsted (2007) 2007 Annual Performance Assessment of Services for Children and Young People in the London Borough Haringey, 26, Novembermp.10. ④*Ibid*, p.119.
 - 22) Jone, R. *op. cit.*, p.105.
 - 23) *Ibid*, p.105, p.109.
 - 24) *Ibid*, pp.107-108.
 - 25) *Ibid*, p.104.
 - 26) *Ibid*, p.110, p.112.
 - 27) Department for Education and Skills (DfES) (2006) *Working together to safeguard children : a guide to inter-agency working to safeguard and promote the welfare of children.*
 - 28) Jone, R. *op. cit.*, p.119, p.194.
 - 29) *Ibid*, p.112.
 - 30) *Ibid*, p.213.
 - 31) Haringey LSCB (2008) *Serious Case Review 'Child A'*, Executive summary, November.
 - 32) Jone, R. *op. cit.*, pp.196-197.
 - 33) ①Haringey LSCB (2008), *op. cit.*, p.5 ②Haringey LSCB (2008), *op. cit.*, p.7. ③Jone, R. *op. cit.*, pp.198-199.
 - 34) Jone, R. *op. cit.*, p.200.
 - 35) Haringey LSCB (2009) *Serious Case Review 'Child A'*, Executive summary, March 2009.
 - 36) Jone, R. *op. cit.*, pp.203-204.
 - 37) *Ibid*, p.205.
 - 38) *Ibid*, p.207.
 - 39) Haringey LSCB (2009) *op. cit.*, p.9.
 - 40) Jone, R. *op. cit.*, p.205.
 - 41) *Ibid*, p.68.
 - 42) *Ibid*, p.209.
 - 43) Sibert, J.& Hodes, D. (2008) *Review of children protection practice of Dr Sabah Al-Zayyat, London, Great Ormond Street Hospital NHS Trust.*
 - 44) Jone, R. *op. cit.*, pp.214-215. グレート・オーモンド・ストリート病院は、トロント小児病院、ボストン小児病院と並び称される世界最高峰の小児病院。
 - 45) *Ibid*, p.215.
 - 46) Sibert.& Hodes. *op. cit.*, p.2.
 - 47) ①Sibert.& Hodes. *op. cit.*, p.7, pp.17-18. ②Jone, R. *op. cit.*, pp.216-217.
 - 48) ①Sibert.& Hodes. *op. cit.*, p.17. ②Jone, R. *op. cit.*, p.218.
 - 49) ①Donovan, T. (2010) 'Great Ormond Steet Report on BabyP "not disclosed"', BBCNews, 12, April ([http : //news.bbc.co.uk-england/london/8616529.stm](http://news.bbc.co.uk-england/london/8616529.stm)) ②Jone, R. *op. cit.*, p.221.
 - 50) ①Great Ormond Street Hospital (2011) 'MP asked to withdraw "incorrect and unsubstantiated" allegation', Press release, 22, June. ②Gilligan, A. (2001) 'Great Ormond street tries to lie its way out of trouble', *The Daily Telegraph*, 5, July ([http : //blogs.telegraph.co.uk/news/andrewgilligan/100095432/great-ormond-street](http://blogs.telegraph.co.uk/news/andrewgilligan/100095432/great-ormond-street)).

- ③Donovan, T. (2011) ‘MP tells Great Ormond Street chief to quit over over BabyP’, BBCNews, June (www.bbc.co.uk/news/uk-england-london-13715065), ④Jone, R. *op. cit.*, pp.219-220.
- 51) ①Great Ormond Street Hospital (2011) *op. cit.*, ②Donovan, T. (2011) *op. cit.*, ③Jone, R. *op. cit.*, pp.221-222.
- 52) Jone, R. *op. cit.*, p.129.
- イギリスの地方自治体行政府は、従来、議会の各委員会が執行機関となる議会統治型であり、日本のように議会と行政府が並立しながら、行政府のトップが直接公選により選出される大統領型とは大きく異なっていた。しかし会議に多大な時間が費やされるなどの非効率性や、誰が実質的な決定をしているのか分かりにくいなど透明性の欠如が批判されていた。この批判に対して政府は「2000年地方自治法」で、議会については、従来型の議会全体で行ってきた政策決定とその評価に係る責任の所在を、政策決定に責任を持つエグゼクティブ（内閣構成員）と政策評価を担当するバックベンチャー（一般議員）に明確に区分することとし、一方首長については、直接公選首長を採用するか否かは選択できるとした。すなわち、①議会から選出されたリーダーが率いる内閣が政策決定を行う「リーダーと内閣」(Leader and Cabinet)、②直接公選された首長と議会又は首長より選出された内閣が政策決定を行う「直接公選首長と内閣」(Mayor and Cabinet)に類別される。「リーダーと内閣」に関しては、従来の委員会の機能を内閣に集中したものであり、リーダーの指揮の下、内閣が日々の政策に関する意思決定、執行機能を担う。リーダーは本議会において指名され、それ以外の内閣構成員（議員）はリーダーあるいは議会から任命される（リーダーを含めて10名以内）。内閣でない議員（バックベンチャー）は通常、政策評価委員会の構成員となる。なお、事務局は議会から任命された事務総長（Chief Executive）のもと、リーダー、内閣及び政策評価委員会に対する必要な助言及び支援や各部署における政策実施等を行うことになる（自治体国際化協会（2011）『英国の地方自治（概要版）』、2011年改訂版）、7-9, <http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/serias/pdf/j40.pdf>）。
- 53) Jone, R. *op. cit.*, pp.151-153.
- 54) Shoemith, S. (2012) ‘Case of BabyP social workers crucial for future of profession’, *Community Care*, 19 June.
- 55) Jone, R. *op. cit.*, p.154.
- 56) ①BBCNews (2009) ‘Shoemith demands Ofsted report’, 12 October (<http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/london/8302842.sem>), ②Butler, P. (2009) ‘Sharon lawyers demands Ofsted documents’, *The Guardian*, 12, October (www : the guardian.com/society/2009/oct/12/Shoemith – demand – ofsted-documents). ③Curtis, P. (2009) ‘Ofsted chief will be told to attend emergency meeting over Haringey review’, *The Guardian*, 13 October (www : the guardian.com/society/ 2009/ oct 13 /ofsted – chief – haringey-review). ④Williams, R. (2009) ‘Judge demands explanation from Ofsted on BabyP emails’, *The Guardian*, 2, December, p.8. ⑤Jone, R. *op. cit.*, pp.166-167.
- 57) Jone, R. *op. cit.*, p.170.
- 58) ①Harrison, A. (2010) ‘BabyP sacking was lawful, the High Court rules’, 23, April (<http://news.bbc.co.uk/1/hi/education/8639496.stm>). ②Jone, R. *op. cit.*, pp.170-171.
- 59) ①Butler, P. (2010) ‘Sharon Shoemith given leave to appeal against court ruling on dismissal’, *The Guardian*, 12 September (www ; guardian.co.uk/society/2010/sep/01/Sharon-Shoemith-appeal-ed-balls). ②Court of Appeals (2011) Judgement approved by the Court, Neutral Citation Number : [2011] EWCA Civ 642, paras. 37-38, 134-135. ③Jone, R. *op. cit.*, pp.174-175.
- 60) Jone, R. *op. cit.*, p.160, p.181.
- 61) ①General Social Care Council (GSCC) (2010) *Notice of Decision of the Conduct Committee*, Case reference : 1042389, p.10. ②Jone, R. *op. cit.*, p.163.

GSCC とはすべての社会福祉サービス従事者の教育研修、資格認定、職業倫理などを管轄する独立した法定団体。GSCC が認可した研修を受けケアワーカーとしての資質と能力を有すると判断されたも

- のは GSCC に登録される。したがって、対人援助において重大な過誤や虐待が訴えられた場合、調査が実施され事実であれば、除名あるいは再登録のための条件提示など懲戒手段が適用される（矢部久美子「GSCC の設置がきまるまでの経緯」『月刊総合ケア』Vol.12, No.4, 2002. 4, 52-55 頁、「GSCC の成り立ちと作業をめぐって」『月刊総合ケア』Vol.12, No.5, 2002. 5, 52-55 頁より要約引用）
- 62) Jone, R. *op. cit.*, p.161.
- 63) Care Quality Commission (CQC) (2009) *Review of the involvement and action taken by health bodies in relation to the case of BabyP*, May. p.13.
- 64) ①Daily Mail (2011) ‘BabyP doctor struck off after failing to spot abused boy had broken back’, 11 February (www.dailymail.co.uk/news/article-1356068/BabyP-doctor-struck-failing-spot-abused-boy-broken-back.html). ②BBCNewsLondon (2011) ‘BabyP removed from medical register by GMC’, 11 February (www.bbc.co.uk/news/uk-england-london-12429911). ③Field Fisher Waterhouse (2011) *R (on the application of Sabah Al-Zayyat) v General Medical Council-Queen’s Bench Division (Administrative Court)* - 25 November 2010, Public and Regulatory Law Alert (www.ffw.com/publications/all/alerts/prg-alert-january-2011). ④Dyer, C. (2011) ‘BabyP doctor is allowed to remove herself from medical register’, *British Medical Journal*, 14 February (www.bmj.com/content/342/bmj.d1015.extract). ⑤Jone, R. *op. cit.*, p.164. pp.255-256.
- 65) Jone, R. *op. cit.*, p.261.
- 66) ①Donovan, T. (2009) ‘Police “Culpable in BabyP case”’, BBC News, 9 April (<http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/london/7991820.stm>) ②Jone, R. *op. cit.*, pp.224-225.
- 67) Jone, R. *op. cit.*, p.225.
- 68) ①The Daily Telegraph (2009) ‘BabyP: Haringey Council’s Lawyers admit he “should have been in care before he died”’, 22 May (www.telegraph.co.uk/news/uknews/BabyP/5365020/-BabyP-Haringey-Council-lawyers-admit-he-should-have-been-in-care-before-he-died.html). ②Barret, D., Harrison, D. & Sawyer, P. (2008) ‘BabyP: Now spotlight falls on lawyer who sided with mother. Haringey’s legal department decided evidence was too flimsy’, *The Daily Telegraph*, 16 November (www.telegraph.co.uk/news/uknews/law-and-order/3464202). ③Haringey LSCB (2008) *Serious Case Review ‘Child A’*, Executive summary, November. p.15. ④Haringey LSCB (2009) *Serious Case Review ‘Child A’*, Executive summary, March 2009. p.63. ⑤Jone, R. *op. cit.*, pp.155-158.
- 69) 本節の論述では次の論文及び論文の指定箇所を参照したり要約引用したりした。①田中孝宣 (2011) 「盗聴取材でマードック帝国に激震－広がる波紋・メディア規制強化論も」メディアフォーカス、『放送研究と調査』(<https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/focus/421.html>). ②小林恭子 (2012) 「『泣く子も黙る?』超パワフルな英新聞界が法による規制の可能性に、徹底抗戦! その1」(<http://newsbiz.yahoo.co.jp/detail?a=20121129-00010000-gkoba-nb>), pp.1-6. ③小林恭子 (2013) 「英新聞界メディアの報道規制はどうなる? 『レベソン報告書』の概要とは」(<http://bylines.news.yahoo.co.jp/kobayashiginko/20130503-00024708>), pp.1-4. ④クローズアップ現代 (2011) 「盗聴する英国メディア～揺れる報道の自由」(http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/etail/02_3134_all.html) pp.1-2. ⑤Jone, R. *op. cit.*, p.64.
- 70) ①AFP/Danny Kemp (2012) 「盗聴疑惑の英女性編集長、証言で首相や高官も道連れに?」(<http://www.afpbb.com/articles/-/2877393?act=all>). ②Jone, R. *op. cit.*, p.65.
- 71) ①田邊泰美 (2009) 「英国児童虐待防止研究－児童性的虐待 (ペドファイル: 児童性愛者/集団) 対策に関する一考察 (その1)」『園田学園女子大学論集代 43 号』pp.126-127. ②Jone, R. *op. cit.*, p.66. ③小林恭子 (2005) 「英・性犯罪者の情報公開－1 目立つ大衆紙の住民扇動」(<http://ukmedia.exblog.jp/1454686/>) p.2.
- 72) ①Jone, R. *op. cit.*, p.67. ②藤田幸久 (2011) 「盗聴スキャンダル・新たな摘発捜査を打ち出す」(http://blogs.yahoo.co.jp/yfujita_mystery/35144179.html)
- 73) ソーハム事件: 「ソーハム事件: 2002 年、英南部ケンブリッジ州ソーハムで 10 歳の小学生女児 2 人が

殺害された。逮捕されたのは、少女たちが通っていた学校の管理人だった。強盗容疑の他、十代の少女たちと強制的に性行為を行ったとして数度告訴されていたが（有罪には至らず）、担当した複数の地元警察や関連団体の間の連絡が不備で、必要な情報が破棄されるなどの人的エラーもあり、こうした情報が雇用した学校側に伝わっていなかった。大衆紙を中心とするメディアは、管理人とその交際相手と同じ小学校で教員補助をしていた女性（管理人のアリバイの偽証で有罪）に関してのゴシップ、中傷、事実の裏付けのない記事を連日報道した。この女性は殺害行為には全く関与してなかったが、過熱報道が人々の憎悪心を誘発しハラスメントに発展した。報道が陪審員の判断を曇らせ、裁判の行方及ぼすことを懸念した法務長官は報道自粛を要請する声明を発表した。男性は2003年3月、殺人罪で終身刑になった。教員補助の女性は2年近くの服役後、今年の2月に釈放された。高等法院はこの女性に新しい名前、身元を与え、一生涯、個人情報の報道を禁止する命令を出した。姿格好が似ている女性たちが市民に襲われる事件が数件起き、教員補助の女性の身の安全を守るための措置であった」。小林恭子（2005）「英・性犯罪者の情報公開－1 目立つ大衆紙の住民扇動」(<http://ukmedia.exblog.jp/1454686/>) p.3. より引用。

- 74) 本節の論述では次の論文及び論文の指定箇所を参照したり要約引用したりした。①田中孝宣（2011）「盗聴取材でマードック帝国に激震－広がる波紋・メディア規制強化論も」メディアフォーカス、『放送研究と調査』（<https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/focus/421.html>）。②小林恭子（2012）、p.1. ③Parton, *op. cit.*, p.73. ④Jone, R. *op. cit.*, p.252.

[たなべ やすみ 児童福祉学]